

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 11 月 8 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700330 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1700037 号

第1 結論

昭和 55 年 4 月及び同年 5 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 4 月及び同年 5 月

時期についての記憶は明確ではないが、私は請求期間の国民年金保険料が未納であるとの連絡を受け、遡って保険料を納付した記憶がある。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）は、昭和 56 年 8 月 3 日に払い出されたことが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、請求者はこの頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられる。

また、請求者が所持する年金手帳の記載内容により、上記加入手続時点における請求者に係る国民年金の被保険者資格は、昭和 55 年 4 月 1 日取得、同年 6 月 2 日喪失、昭和 56 年 3 月 1 日再取得であることが推認できることから、当該加入手続時点で請求者は請求期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能である。

さらに、請求者の昭和 56 年 3 月の国民年金保険料は納付済みであるところ、前述の加入手続時期から判断すると、当該期間に係る保険料は過年度納付されたものと考えられる。

加えて、請求期間は 1 か所で 2 か月と短期間であり、請求者は請求期間後の国民年金の加入期間に係る国民年金保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700316 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700204 号

第1 結論

請求者のA社（商業登記簿謄本上は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 26 年 5 月 30 日から同年 8 月 1 日に訂正し、同年 5 月から同年 7 月までの標準報酬月額を 30 万円とすることが必要である。

平成 26 年 5 月 30 日から同年 8 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 5 月 30 日から同年 8 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 56 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 5 月 30 日から同年 8 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がない。給料明細書等を提出するので、同社における厚生年金保険の資格喪失年月日を平成 26 年 5 月 30 日から同年 8 月 1 日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社は平成 26 年 5 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるものの、同社の商業登記簿謄本、請求者から提出された給料明細書及び同社の給与事務を受託していた税理士事務所から提出された請求者に係る賃金台帳により、同社は請求期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、上記給料明細書、賃金台帳、雇用保険の加入記録及びB社の回答により、請求者は請求期間にA社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

請求期間に係る標準報酬月額については、上記の給料明細書及び賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、30 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

A社の代表取締役は、平成 26 年 5 月から同年 7 月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、同年 5 月から同年 7 月までの期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、同年 5 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、年金事務所は、請求者の同年 5 月 30 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700319 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1700035 号

第1 結論

昭和 59 年 8 月から昭和 60 年 4 月までの請求期間、平成 4 年 11 月から平成 5 年 1 月までの請求期間、平成 5 年 3 月、平成 5 年 5 月、平成 5 年 8 月から平成 6 年 3 月までの請求期間、平成 6 年 7 月、平成 6 年 9 月から平成 8 年 3 月までの請求期間、平成 8 年 11 月及び同年 12 月、平成 9 年 6 月、平成 9 年 8 月、平成 9 年 10 月及び同年 11 月並びに平成 10 年 2 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和 59 年 8 月から昭和 60 年 4 月まで
② 平成 4 年 11 月から平成 5 年 1 月まで
③ 平成 5 年 3 月
④ 平成 5 年 5 月
⑤ 平成 5 年 8 月から平成 6 年 3 月まで
⑥ 平成 6 年 7 月
⑦ 平成 6 年 9 月から平成 8 年 3 月まで
⑧ 平成 8 年 11 月及び同年 12 月
⑨ 平成 9 年 6 月
⑩ 平成 9 年 8 月
⑪ 平成 9 年 10 月及び同年 11 月
⑫ 平成 10 年 2 月

私は、亡き夫（以下「夫」という。）と昭和 57 年 9 月に結婚し、夫の両親と同居していたが、国民年金の加入手続や保険料の納付を行っていなかった。平成元年に家業として行っていた製作所を廃業する際に、夫の両親と別居することになり、夫の母から「二人の国民年金保険料は全て納付しておいた。」と言われて私と夫の年金手帳を受け取ったことを覚えている。

夫の両親と別居後、私は自分で国民年金保険料を納めていたものの、夫の仕事が定まらず保険料を滞納していた期間があったが、私が正社員となり夫の仕事も定着して生活が安定した平成 10 年 7 月頃に A 市の国民年金収納推進員が自宅へ集金に来て「まだ間に合うから未納期間の保険料は払っておいた方がいい。」と言われたので、私は古い未納期間から順に毎月 1 か月

分、ボーナス月は2か月分の保険料を延滞金を含めて支払い、B市へ転居する平成14年8月頃までには、全ての保険料を納付した。

請求期間の国民年金保険料が未納となっていることは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、平成元年に夫の両親と別居する際に、夫の母親から請求者及び夫の年金手帳を渡され「二人の国民年金保険料は全て納付しておいた。」と言われたことを覚えていると陳述しているが、請求期間①と同じ期間の夫の保険料も未納となっている上、請求者は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする夫の母親は既に亡くなっている、請求期間①の保険料を納付したとする具体的な陳述を得ることができないことから、納付状況は不明である。

請求期間②から⑫までの期間について、請求者は、自身が正社員となった平成10年7月頃以降、A市の国民年金収納推進員へ請求期間②の平成4年11月の未納保険料から順に納付していたと主張しているところ、国民年金収納推進員は、過年度の国民年金保険料の収納を行うことはできない上、保険料は納付期限から2年を経過すると時効により納付することができなくなるとされており、平成10年7月の時点では、請求期間②から⑦までの保険料は、時効により納付することができない。

また、請求期間⑧から⑫までの期間について、最も納付期限の遅い請求期間⑫の平成10年2月の未納保険料は時効消滅前の平成12年3月までに納付する必要があるが、請求者はB市へ転居する平成14年8月頃までに未納保険料を納付したと陳述するなど、請求期間⑧から⑫までの期間に係る未納保険料を時効消滅前に納付したか否かを判断することができないことから、請求者の主張をもって、これらの期間の保険料を納付したと推認することはできない。

さらに、請求者は、請求期間②から⑫までの未納保険料に係る督促状を受け取った記憶はないが、延滞金が加算されていたと陳述しているところ、国民年金保険料の延滞金は、保険料を滞納した時に督促状が送付され、督促状の指定する期限までに納付がない場合に加算されることから未納保険料に延滞金が加算されていたとする請求者の主張と符合しない。

なお、社会保険オンラインシステムによる氏名検索において、昭和57年9月頃に払い出された請求者の国民年金手帳の記号番号（＊）以外に別の国民年金手帳の記号番号を確認することはできない。

そのほか、請求者又は夫の母親が、請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者又は夫の母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700327 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1700036 号

第1 結論

平成元年 4 月から同年 11 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年 4 月から同年 11 月まで

私の国民年金の記録について、請求期間の国民年金保険料が未納とされているが、その前後の期間と同様に 4 月又は 5 月に遅滞なく保険料免除の申請手続を行っている。

年金事務所の回答では、請求期間直後の期間に係る免除申請手続を平成 2 年 1 月 19 日に行っているとのことだが、その日には手続を行っていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請手続について、前後の期間と同様に 4 月又は 5 月に遅滞なく行った旨主張しているところ、請求者のオンライン記録によると、請求期間が属する平成元年度を除く昭和 62 年度から平成 14 年度までの期間に係る各年度の免除申請時期はいずれも該当する年度の 4 月又は 5 月であることが確認できる。

一方、請求期間当時において、被保険者から国民年金保険料の納付が困難であるなどの理由により保険料の免除申請があったときは、申請のあった日の属する月の前月から指定する月までの期間に係る保険料につき免除の承認をするとされることがあるとされていたところ、請求期間直後の平成元年 12 月から平成 2 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料の免除申請日は、A 市で保管している請求者の国民年金被保険者記録及び請求者のオンライン記録のいずれにおいても平成 2 年 1 月 19 日であり、当該保険料免除申請日時点において、請求期間に係る国民年金保険料の免除の承認を行うことはできない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。